

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	母子保健事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

母子保健事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府 堺市長

## 公表日

令和4年1月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の内容	<p>母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導等を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①妊産婦の健康の保持・増進に関すること: 妊娠届出(保健センター窓口又はサービス検索・電子申請機能での受理)や母子健康手帳交付状況、妊産婦の保健指導等に関する事項の管理。            ②新生児、乳幼児の健康の保持・増進に関すること: 乳児家庭全戸訪問や新生児訪問、乳幼児健康診査、乳幼児保健指導等に関する事項の管理。            ③各乳幼児健康診査の受診案内(郵送及びマイナポータルのお知らせ機能での通知)や母子保健・育児支援情報提供。            ④乳幼児健康診査等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間等での情報連携。            ⑤本市の母子の健康づくりに資するための統計情報処理。</p> <p>&lt;中間サーバー&gt;            情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。: 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	母子保健システム
②システムの機能	<p>母子保健システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>1.妊産婦の管理            妊娠届出の登録、母子健康手帳交付台帳の作成、妊婦ハイリスク台帳の作成            妊婦歯科健診結果の登録、妊産婦保健指導結果の登録、妊婦保健指導台帳の作成</p> <p>2.新生児の管理            出生届出の登録、出生児台帳の作成、出生児統計の作成、乳児家庭全戸訪問の登録</p> <p>3.乳幼児の管理            問診票の発送、健診対象者台帳の作成、乳幼児健診結果の登録、健診結果台帳の作成            乳幼児歯科健診結果の登録、乳幼児歯科健診結果台帳の作成、未受診者台帳の作成</p> <p>4.保健指導            保健指導対象者台帳の作成、保健指導結果の登録</p> <p>5.統計報告            健診別統計の作成、日報・月報・年報の作成、事業統計の作成、地域保健健康増進事業報告の作成</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (健康基本情報システム)</p>

システム2	
①システムの名称	健康基本情報システム
②システムの機能	健康基本情報システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.住民情報 住民基本台帳を連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	共通基盤システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する。 2.ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う。 3.ディレクトリサービス機能(Active Directory) システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 4.更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能 5.文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能 6.帳票出力機能 共通基盤印刷専門ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。 7.持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8.生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 連携するシステムすべて )
システム4	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり以下の機能から構成されている。 1.宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号を管理する。 2.情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3.情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4.符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5.オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー )

システム5									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する</li> <li>2.情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会、及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う</li> <li>3.情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う</li> <li>4.既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する</li> <li>5.情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する</li> <li>6.情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する</li> <li>7.データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する</li> <li>8.セキュリティ管理機能 中間サーバーにアクセスした記録を取得する</li> <li>9.職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う</li> <li>10.システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム6									
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び届出ができる機能。</li> <li>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> その他 ( 母子保健システム</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="radio"/> その他 ( 母子保健システム	)
<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="radio"/> その他 ( 母子保健システム	)								

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
母子保健情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号及び第11号
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>1. 情報提供の根拠          [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項)          [主務省令]第30条第1号チ、第2号、第3号チ、第38条の3第1号から第7号</p> <p>2. 情報照会の根拠          [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康診査」が含まれる項(69の2項)          [主務省令]第38条の3第1号から第7号</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	堺市に住民登録している母子保健事業の対象となる者
その必要性	市で実施する事業の母子保健情報を適正に管理するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="radio"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1.個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2.4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、検診票に記入された情報と突合するために保有、また、健診の受診勧奨に使用するため保有 3.健康・医療関係情報:本人の健康管理及び健診の受診勧奨を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課、各保健センター、各子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能 )	
③使用目的 ※	妊産婦、乳幼児の健康支援を行うため、妊娠届出や母子健康手帳交付時の状況。妊産婦、乳幼児の保健指導の状況や、乳幼児健康診査の案内、健診時の状況等を適切に管理・運営する。	
④使用の主体	使用部署	堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課、各保健センター、各子育て支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>＜選択肢＞</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	1.妊娠の届出・妊婦健康診査受診票の交付 本人又は代理人からの届出・申請により、住民登録を確認し、妊婦健康診査等受診票の交付を行う。 2.乳幼児健康診査の実施 乳幼児健康診査対象児を抽出し、個別に健診案内や問診票を郵送する。 乳幼児健康診査結果を入力し、個別の継続支援や、母子保健統計処理したものを母子保健事業に活用する。 3.保健指導の実施 妊産婦、乳幼児の保健指導状況を管理し、個別の継続支援や、母子保健統計処理したものを母子保健	
情報の突合	妊娠届出により、母子保健システム登録。申請に基づき、住民基本台帳システムと突合し、妊婦健康診査対象者の資格を確認。母子保健システムにより、住民基本台帳システムと突合し、乳幼児健康診査対象者を抽出、妊産婦や乳幼児の保健指導の状況・乳幼児健康診査結果を保管・管理し、母子保健事業に活用する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	母子保健システム運用保守業務	
①委託内容	システム運用管理、障害対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑥再委託事項	システムの保守作業、それに付随する付帯作業及び運用支援作業
委託事項2	母子保健システム改修業務	
①委託内容	システムの制度改正等に伴う改修業務を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑥再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法 別表第二 56の2
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による妊娠届出に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法 別表第二 69の2
②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	母子保健法による健康診査受診者等
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

イベント参加者情報	妊婦歯科検診情報	(1)継続理由(児疾病・障害)
イベントコード	住民番号	(1)継続理由(発育)
イベント日時	受診日	(1)継続理由(発達)
住民番号	健診機関コード	(1)継続理由(育児)
年度	受診年度	(1)継続理由(保育環境)
イベントコード	(評価)治療の必要性	(1)継続理由(その他)
イベント日時	コメント欄	(1)継続理由(状況確認)
年度	(CPI)左下臼歯	(2)訪問者
シリアル	(CPI)左下前歯	(2)次回フォロー予定日
備考	(CPI)左上臼歯	(2)訪問日
イベントコード	(CPI)右下臼歯	(2)訪問実施保健センター
イベント日時	(CPI)右上臼歯	(2)訪問面接
把握経路	(CPI)右上前歯	(2)結果
住民番号	(硬組織の状態)D数	(2)ポスティング
受付開始時間	(硬組織の状態)F数	(2)継続理由(児疾病・障害)
受付終了時間	空白欄	(2)継続理由(発育)
予約番号	(問診)歯みがき	(2)継続理由(発達)
住民情報情報	(問診)除石	(2)継続理由(育児)
生年月日	(問診)歯間清掃用具	(2)継続理由(保育環境)
地区コード	(問診)歯科検診	(2)継続理由(その他)
電話番号	(問診)相談したいこと	(2)継続理由(状況確認)
外国人住民となった日	(問診)症状	保健指導連絡票情報
外国人国籍番号	(問診)たばこ	[本人]受診票受付日
外国人氏名カナ	(硬組織の状態)M数	[本人]わたしの生活受付日
外国人氏名漢字	妊娠週数	[連絡票]受診券整理番号
外国人消除事由発生日	(PI)左下臼歯	個人番号
外国人消除事由日	(PI)左下前歯	[連絡票]電話番号
外国人消除事由	(PI)左上臼歯	[連絡票]希望する特定保健指導機関
外国人居住地移転日	(PI)右下臼歯	[連絡票]特定保健指導実施機関名称
外国人居住地登録届出日	(PI)右上臼歯	[連絡票]希望しない場合の理由
外国人居住地登録事由	(PI)右上前歯	[連絡票]特定保健指導への参加
外国人通称名カナ	(診査結果)その他の所見	[連絡票]健診結果判定
外国人通称名漢字	(診査結果)歯の異常	[連絡票]特定健診受診日
外国人在留終了日	(診査結果)咬合の異常	[連絡票]連絡票受付日
外国人在留資格	(診査結果)歯石沈着	[連絡票]受診券有効期限
中学校コード	乳児家庭全戸訪問結果情報	[途中離脱]継続参加勧奨通知日
小学校コード	生年月日	[途中離脱]途中離脱理由
現住所地区コード	住民番号	[途中離脱]最終指導日
現住所方書	訪問日	[途中離脱]初回面接実施日
現住所住所	訪問実施保健センター	支払基金コード
現住所住所コード	異動先住所	[予約]事業参加連絡日
現住所支所コード	携帯電話番号	乳幼児基本台帳情報
現住所郵便番号	勤務先電話番号	生年月日
方書	旧姓	母子手帳番号
異動日付	旧姓カナ	第何子
異動事由	旧姓漢字	出生時身長
連携処理日	旧美原町サイン	保護者住民番号
連携処理時間	異動前小学校区コード	住民番号
異動処理日	異動前方書	交付年度
異動届出日	異動前住所	交付番号
自宅電話番号	異動前支所コード	交付場所
住民となった日	連絡先備考	母親住民番号
住民区分	削除フラグ	新生児訪問希望
住民番号	旧現在住所	出生時週数
住民登録区分	旧住所	コメント
住所	旧送付先住所	電話番号
住所コード	世帯主名漢字	把握動機
異動前住所	世帯主名漢字元	妊娠日数
コメント	世帯番号	出生場所
(D-10)妊娠出産について満足していますか	性別	多胎
(E-11)子どもの経過	氏名カナ	訪問希望
(E-13)母の体調	氏名漢字	予定訪問担当者
(E-14)分煙していますか	氏名漢字元	出生連絡表受理日
(E-14)お母さんはタバコを吸っていますか	支所コード	第何子

(E-14)一日あたりの本数
(E-16)予防接種
(E-15)分煙していますか
(E-15)家族の方でタバコを吸う人がいますか
(E-15)一日あたりの本数
(F-17)これまでの授乳について
(H-37)お父さんは子育てに参加していますか
(H-38)子育てに困った時の相談者
(H-39)子育てサークル等に参加していますか
(H-42)育児に自信が持てないときがありますか
判定経観
判定項目
判定区分
判定経観イベントシリアル
総合判定
判定経観予定
個別相談(栄養士)
個別相談(保健師)
個別相談(歯科衛生士)
個別相談(心理)
個別相談(その他)
(ア・ゼ)シリアル
追跡完了
体重
1歳6か月児健診情報
ケース番号
胸囲
頭囲
身長
住民番号
受診日
カウプ指数
健診機関コード
受診年度
集計年度
軟組織異常
(ア・ゼ)ハイリスク
(ア・ゼ)次回教室予定
(ア・ゼ)質問表回収
(ア・ゼ)教室対象
(B-1)既往風しん
(B-1)既往はしか
(B-1)既往百日咳
(B-1)既往事故
(B-1)既往水ぼうそう
(B-1)既往おたふくかぜ
(C-2)予防接種BCG
(C-2)予防接種DPT
(C-2)予防接種風疹
(C-2)予防接種はしか
(B-2)予防接種MR
(C-2)予防接種ポリオ
個別相談(その他)
追跡完了
体重
受診時年齢数値
総合判定
歯科判定
精検依頼日
精検受診日1
精検受診日2
精検受診日3
精検受診日4
精検受診日5

エンドフラグ
異動ファイル区分
アルファベット世帯主名
アルファベット氏名カナ
アルファベット氏名
カタカナ表記名(備考欄)
外国人氏名漢字
在留期間
筆頭者氏名(漢字)
異動日
異動届出日
異動前住所
異動先住所
子番
親番
世帯主名漢字
世帯主名漢字元
氏名カナ
氏名漢字
氏名漢字元
送付先地区コード
送付先方書
送付先住所
送付先住所コード
送付先支所コード
送付先郵便番号
スタッフ登録サイン
点字希望サイン
郵便局コード
郵便番号
続柄
母子健康手帳交付情報
住民番号
交付日
コメント
(D-6)お父さんは子育てに参加していますか
(D-7)子育てに困った時の相談者
(D-8)子育てサークル等に参加していますか
(D-9)育児に自信が持てないときがありますか
(F-32)朝食時刻
(F-32)起床時刻
(F-32)就寝時刻
(G-30)外遊びの時間
(F-33)テレビやビデオの時間
(G-34)食事を喜んで楽しく食べていますか
(G-35)朝食は食べますか
判定経観
判定項目
判定区分
総合判定
判定経観予定
(H)一度の食事は規則正しく食べていますか
(H)一日のおやつ回数
(H)お母(父)さんが子の歯磨き
(H)フッ素塗布希望有無
個別相談(栄養士)
個別相談(保健師)
個別相談(歯科衛生士)
個別相談(心理)
個別相談(その他)
(ア・ゼ)シリアル
歯科コメント
不正咬合
フッ素塗布

出生時身長
新生児訪問希望
出生時週数
出生場所
体重区分
単胎多胎の別
低体重区分
出生時体重
予定訪問担当者
把握日
出生時胸囲
4か月児健診情報
ケース番号
胸囲
頭囲
身長
住民番号
受診日
カウプ指数
健診機関コード
受診年度
集計年度
(ア・ゼ)ハイリスク
(ア・ゼ)次回教室予定
(ア・ゼ)質問表回収
(ア・ゼ)教室対象
(A)第一子
(C-4)酒類
(C-4)一日あたりの本数
(C-4)妊娠中のタバコや酒類を飲んだ
(C-5)妊婦教室に参加
フッ素塗布の経験
フッ素入り歯磨き剤の使用の有無
次回フォロー予定
歯科検診(受診の有無)
要観察歯数
健全歯数
清掃状況
う蝕の型
処置歯数
う歯歯数
癒合歯数
受診時年齢数値
体重(g)
総合判定
子どもの歯相談室情報
住民番号
受診日
健診機関コード
受診年度
集計年度
お母(父)さんが子の歯磨き
一日のおやつ回数
歯科コメント
フッ素塗布の経験
子どもの歯相談室でのフッ素塗布実施
フッ素入り歯磨き剤の使用の有無
次回フォロー予定
歯科検診(受診の有無)
要観察歯数
要観察歯数(永久歯)
健全歯数
健全歯数(永久歯)
罹患型

精検判定1
精検判定2
精検判定3
精検判定4
精検判定5
2歳8か月児歯科フォロー情報
住民番号
受診日
健診機関コード
受診年度
集計年度
お母(父)さんが子の歯磨き
一日のおやつ回数
2歳フォローでのフッ素塗布実施
フッ素塗布の経験
フッ素入り歯磨き剤の使用の有無
歯科検診(受診の有無)
要観察歯数
健全歯数
う蝕の型
処置歯数
う歯数
癒合歯数
3歳児健診情報
ケース番号
頭囲
身長
住民番号
受診日
カウプ指数
健診機関コード
受診年度
集計年度
軟組織異常
尿蛋白
(ア・ゼ)ハイリスク
(ア・ゼ)次回教室予定
(ア・ゼ)質問表回収
(ア・ゼ)教室対象
(B-1)既往風しん
(B-1)既往はしか
(B-1)既往百日咳
(B-1)既往事故
(B-1)既往水ぼうそう
(B-1)既往おたふくかぜ
(C-2)予防接種BCG
(C-2)予防接種DPT
(C-2)予防接種風疹
(C-2)予防接種はしか
(C-2)予防接種日本脳炎
(C-2)予防接種ポリオ
コメント
(C-5)お父さんは子育てに参加していますか
(C-6)子育てに困った時の相談者
(C-7)子育てサークル等に参加していますか
(C-8)育児に自信が持てないときがありますか
(聴覚2次)コメント
(聴覚2次)判定結果
(聴覚2次)受診状況
(聴覚2次)受診日
喫煙の有無
子どもの数
こころの不調
高血圧症候群

次回フォロー予定
歯科検診(受診の有無)
要観察歯数
カリオスタット
健全歯数
問診点数
軟組織異常
清掃状況
その他の異常
その他の異常(コメント)
う蝕の型
処置歯数
う歯数
指しゃぶり
癒合歯数
追跡完了
集計用地区コード
体重
2歳児歯科フォロー情報
住民番号
受診日
健診機関コード
受診年度
集計年度
お母(父)さんが子の歯磨き
一日のおやつ回数
歯科コメント
2歳フォローでのフッ素塗布実施
(聴覚2次)実施機関
(聴覚2次)イベントシリアル
(聴覚2次)診断(耳・耳垢栓塞)
(聴覚2次)診断(咽喉頭・アデノイド)
(聴覚2次)診断(咽喉頭・鼻咽腔炎)
(聴覚2次)診断(咽喉頭・咽頭・喉頭炎)
(聴覚2次)診断(咽喉頭・扁桃炎)
(聴覚2次)診断(咽喉頭・扁桃肥大(3度))
(聴覚2次)診断(咽喉頭・その他)
(聴覚2次)診断(口腔・口蓋裂)
(聴覚2次)診断(口腔・舌小帯異常)
(聴覚2次)診断(口腔・その他)
(聴覚2次)診断(耳・難聴の疑い)
(聴覚2次)診断(言語異常・構音障害)
(聴覚2次)診断(言語異常・言語発達遅滞)
(聴覚2次)診断(言語異常・その他)
(聴覚2次)診断(耳・滲出性中耳炎)
(聴覚2次)診断(耳・その他)
(聴覚2次)診断(鼻・アレルギー性鼻炎)
(聴覚2次)診断(鼻・慢性鼻炎)
(聴覚2次)診断(鼻・副鼻腔炎)
(聴覚2次)診断(鼻・その他)
(聴覚2次)診察所見(外耳)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・状態・癒着)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・状態・滲出液透見)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・状態・穿孔)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・状態・はん痕)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・状態・分泌液)
(聴覚2次)診察所見(鼻腔)
(聴覚2次)診察所見(口腔咽頭・扁桃肥大)
(聴覚2次)診察所見(口腔咽頭・その他)
(聴覚2次)診察所見(その他)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・色調・発赤)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・色調・青色)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・色調・暗赤色)
(聴覚2次)診察所見(鼓膜・色調・その他)

清掃状況
処置歯数
処置歯数(永久歯)
う歯数
う歯数(永久歯)
癒合歯
癒合歯(永久歯)
すくすく健診情報
ケース番号
頭囲
身長
住民番号
受診日
カウプ指数
健診機関コード
受診年度
集計年度
コメント
判定経観
判定項目
判定区分
判定経観イベントシリアル
総合判定
判定経観予定
個別相談(栄養士)
個別相談(保健師)
個別相談(歯科衛生士)
個別相談(心理)
判定経観
判定項目
判定区分
総合判定
判定経観予定
(G-38)フッ素塗布をうけましたか
(G-39)歯磨き剤を使っていますか
(G-41)一日のおやつ回数
(G-46)お母(父)さんが子の歯磨き
個別相談(栄養士)
個別相談(保健師)
個別相談(歯科衛生士)
個別相談(心理)
個別相談(その他)
尿潜血
尿蛋白
尿糖
歯科コメント
不正咬合
次回フォロー予定
歯科検診(受診の有無)
要観察歯数
健全歯数
問診点数
軟組織異常
清掃状況
その他の異常
う蝕の型
処置歯数
う歯数
癒合歯
眼科追跡完了
聴覚2次追跡完了
追跡完了
体重
妊娠届出情報



妊婦フォロー	(聴覚2次)診察所見(鼓膜・可動性・やや障害)	地区コード
妊婦相談	(聴覚2次)診察所見(鼓膜・可動性・可動性なし)	住民番号
連絡先電話番号	(聴覚2次)診察所見(鼓膜・状態・内陷)	妊娠回数
連絡先住所	(聴覚2次)診察所見(鼓膜・状態・膨隆)	届出時週数
産婦人科的合併症	(聴覚2次)集計用コード1	出産予定日
職業の有無	(眼・耳)次回聴覚2次検査予定日	支所コード
多胎	(眼・耳)聴覚検査アンケート回収	コメント
妊娠以外での通院	(眼科2次)判定結果	妊婦超音波健診受診票交付
妊娠月数	(眼科2次)受診日	電話番号
妊娠回数	(眼科2次)実施機関	援助者
出産予定日	(眼科2次)集計用コード1	飲酒の有無
届出場所	(眼・耳)次回眼科2次検査予定日	経済的な不安
届出日	(眼・耳)眼科健診アンケート回収	交付区分
受診時年齢数値	(眼・耳)眼科検査アンケート診査結果	交付番号
体重	(眼・耳)眼科精密健康診査発行	年度
総合判定	(E-29)朝食時刻	交付場所
(眼科所見)要経過観察(か月後)	(E-29)起床時刻	届出場所
(耳鼻科所見)要経過観察(か月後)	(E-29)就寝時刻	届出日
歯科判定	(G-28)外遊びの時間	アレルギーぜん息教室情報
精検依頼日	(E-30)テレビやビデオの時間	住民番号
精検受診日1	(F-32)一度の食事は規則正しく食べていますか	受診日
精検受診日2	(F-33)食事は家族一緒に食べていますか	健診機関コード
精検受診日3	ケース番号1	受診年度
精検受診日4	ケース番号2	集計年度
精検受診日5	(1)訪問者	コメント
精検完了区分	(1)次回フォロー予定日	栄養指導
	(1)訪問日	診察結果
	(1)訪問実施保健センター	追跡完了
	(1)訪問面接	
	(1)結果	
	(1)ポスティング	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;母子保健システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。</li> <li>・母子保健システムから宛名システムにアクセスする際、母子保健情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制限を行っている。</li> </ul> <p>&lt;統合利用番号連携サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。</li> <li>・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。</li> </ul> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。</li> <li>・必要のない情報については保有しない。</li> <li>・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>1. ユーザの認証方法          堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。          ユーザ認証は3段階で実施している。母子保健システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から母子保健システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>2. なりすましが行われないための対策          堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。          ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。          ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。          ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。          ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的に変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。          ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。</p> <p>3. 共通基盤システムにおける管理          ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。          ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。          ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。          ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。          ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>・端末は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に設置している。          ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。          ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。          ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。          ・ファイルの持ち出しについて、持ち出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。          ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持ち出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを抑制している。</p>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>(規定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること</li> <li>・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと</li> <li>・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと</li> <li>・目的外の使用と第三者への提供の禁止</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の返還と廃棄に関すること</li> <li>・事故発生時の速やかな報告</li> <li>・契約事項の違反による損害賠償の担保</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;共通基盤システムによる情報の移転&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認したうえでシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえでやっている。</li> <li>・特定個人情報の提供・移転に係るルール(規程類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。</li> <li>・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。</li> <li>・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。</li> <li>・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。</li> <li>・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。</li> <li>・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;母子保健システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。</li> </ul> <p>&lt;統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。</li> <li>・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。</li> <li>・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。</li> <li>・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。</li> <li>・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。</li> <li>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;システムの運用における措置&gt;          ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。          ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。          ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。          ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。          ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。</p> <p>&lt;母子保健システムのソフトウェアにおける措置&gt;          ・母子保健システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。</p> <p>&lt;統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置&gt;          ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。          ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏洩・紛失のリスクに対応している(※)。          ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。          ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。          (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<各システムの運用における措置>

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。

<母子保健システムのソフトウェアにおける措置>

- ・母子保健システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・母子保健システムは自機関向けの中間サーバーと接続する、自機関向け統合利用番号連携サーバー及び共通基盤システムとのみ通信および特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。

<統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置>

- ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。
- ・統合利用番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。
再発防止策の内容	<p>本事業の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>(1)データの外部持出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充 一部の業務システムで既の実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。 イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。 ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充 一部の業務システムで既の実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。 エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。 オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。</p> <p>(2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。 イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長(個人情報保護管理者)に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。 ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。(平成15年度から継続して実施中)</p> <p>(3)事故発生時の対応の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 &lt;再掲&gt; 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。 イ 関係部局による事故対策会議の設置 (2)アでの確かな判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。 ウ 外部有識者からの意見聴取(情報セキュリティアドバイザーの選任) (2)アでの確かな判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者(弁護士、大学教授等)を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。 エ 迅速なレスポンスチームの編成 インシデント発生時には、瞬時に必要なレスポンスが取れるよう、少人数の初動体制(レスポンスチーム)を編成する。また、演習や訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。</p> <p>(4)職員の意識向上 ア 職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性と内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する研修を実施し、研修の内容の理解度を図るテストを実施する。 イ 職員に対し情報セキュリティに関する日常の啓発を強化する。</p> <p>(5)その他 ア 二要素認証の導入 住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止する為、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入する。 イ 業務アプリ等の管理 エクセルやアクセスを使った職員の自作システム(業務アプリ)の運用においては、ガイドライン等を定めて要件定義と基本設計を適切に行うとともにデータの適正管理を徹底する。</p>
その他の措置の内容	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ ] 自己点検      [ ] 内部監査      [ <input checked="" type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;堺市における措置&gt;</p> <p>1. 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。</li> <li>・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。</li> <li>・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。</li> </ul> <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置</p> <p>堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7612
②対応方法	問い合わせ受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年1月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	I 2 システム3 ②システムの機能	(1～6省略)	(1～6省略) 7.持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8.生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。	事前	
平成28年10月28日	I 4 法律の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号	事後	
平成28年10月28日	I 5 ②法律の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 情報提供の根拠 〔別表第二〕第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2項) 〔主務省令〕第30条第7号	事後	
平成28年10月28日	II 4 委託事項3	記載なし	変更後については新規に記載	事後	
平成28年10月28日	II 5 移転先1①	番号法 別表第二 56の2	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成28年10月28日	II 5 移転先1②	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	条例別表第2の48の項に定める事務(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務)	事後	
平成28年10月28日	II 5 移転先1③	母子保健法による妊娠届出に関する情報であって主務省令で定めるもの	母子保健法による妊娠届出に関する情報であって規則で定めるもの	事後	
平成28年10月28日	III 3 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ユーザ認証は2段階で実施している。母子保健システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。次に、ログインした端末から母子保健システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ユーザ認証は3段階で実施している。母子保健システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から母子保健システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
平成28年10月28日	同上	2. なりませんが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバーを操作しないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。	2. なりませんが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月28日	同上	2. 共通基盤システムにおける管理 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。	3. 共通基盤システムにおける管理 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないうようにしている。	事前	

平成28年10月28日	Ⅲ 3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・端末は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に設置している。 ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。	事前	
平成28年10月28日	Ⅲ 7 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後
平成28年10月28日	Ⅲ 7 ② その内容	記載なし	変更後については新規に記載	事後
平成28年10月28日	Ⅲ 7 ② 再発防止策の内容	記載なし	変更後については新規に記載	事後
平成28年10月28日	Ⅲ 7 その他の措置の内容	記載なし	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事後
平成28年10月28日	Ⅲ 7 リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後
平成28年10月28日	Ⅲ 9 具体的な方法	地方公共団体情報システム機構	J-LIS	事後
平成28年10月28日	同上	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項	事後
平成28年10月28日	V 1 ①実施日	平成27年9月8日	平成28年10月24日	事後
平成29年10月20日	I 1 ②事務内容	①妊産婦の健康の保持・増進に関すること:妊産婦の出産(保健センター窓口又はサービス検索・電子申請機能での受理)や母子健康手帳交付状況、妊産婦の保健指導等に関する事項の管理。 (②省略) ③各乳幼児健康診査の受診案内、母子保健・育児支援情報提供のための個別通知。 (④省略)	①妊産婦の健康の保持・増進に関すること:妊産婦の出産(保健センター窓口又はサービス検索・電子申請機能での受理)や母子健康手帳交付状況、妊産婦の保健指導等に関する事項の管理。 (②省略) ③各乳幼児健康診査の受診案内(郵送及びマイナポータルのお知らせ機能での通知)や母子保健・育児支援情報提供。 (④省略)	事後
平成29年10月20日	I 2 システム6①	記載なし	サービス検索・電子申請機能	事後
平成29年10月20日	I 2 システム6②	記載なし	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び届出ができる機能。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事後
平成29年10月20日	I 2 システム6③	記載なし	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(母子保健システム)	事後
平成29年10月20日	I 5 ②法律の根拠	[主務省令]第30条第7号	[主務省令]第30条第8号	事後
平成29年10月20日	I 6 ②所属長	河合 陽子	赤銅 ひな子	事後
平成29年10月20日	II 3 ②	[ ]その他( )	[○]その他(サービス検索・電子申請機能 )	事後
平成29年10月20日	V 1 ①実施日	平成28年10月24日	平成29年4月1日	事後
平成30年4月1日	V 1 ①実施日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後
平成30年8月27日	I 6 ②所属長	赤銅 ひな子	子ども育成課長	事後
平成31年4月1日	V 1 ①実施日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後
令和2年1月20日	I 1 ②事務内容	(①②③省略) ④本市の母子の健康づくりに資するための統計情報処理。	(①②③省略) ④乳幼児健康診査等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間等での情報連携。 ⑤本市の母子の健康づくりに資するための統計情報処理。	事前
令和2年1月20日	I 4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号	番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号及び第11号	事前

様式変更に伴う所要の変更

令和2年1月20日	I 5 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第8号	1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第8号、第38条の3第1号から第7号 2. 情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康診査」が含まれる項(69の2項) [主務省令]第38条の3第1号から第7号	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2	記載なし	市町村長	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2①	記載なし	番号法 別表第二 69の2	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2②	記載なし	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2③	記載なし	母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2④	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2⑤	記載なし	母子保健法による健康診査受診者等	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2⑥	記載なし	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	
令和2年1月20日	II 5 提供先2⑦	記載なし	提供を求められた都度	事前	
令和2年1月20日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 1歳6か月児健診情報	変更後(追記)項目の記載なし	(追記) 受診時年齢数値、総合判定、歯科判定、精検依頼日、精検受診日1、精検受診日2、精検受診日3、精検受診日4、精検受診日5、精検判定1、精検判定2、精検判定3、精検判定4、精検判定5	事前	
令和2年1月20日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 3歳児健診情報	年度	削除	事前	
令和2年1月20日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 3歳児健診情報	変更後(追記)項目の記載なし	(追記) 受診時年齢数値、体重、総合判定、(眼科所見)要経過観察(か月後)、(耳鼻科所見)要経過観察(か月後)、歯科判定、精検依頼日、精検受診日1、精検受診日2、精検受診日3、精検受診日4、精検受診日5、精検完了区分	事前	
令和2年1月20日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 保健指導連絡票情報	交付区分、交付番号、年度、交付場所、届出場所、届出日	削除	事前	
令和2年1月20日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 乳幼児基本台帳情報	変更後(追記)項目の記載なし	(追記) 把握日、出生時胸囲	事前	
令和2年1月20日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 4か月児健診情報	変更後(追記)項目の記載なし	(追記) 受診時年齢数値、体重(kg)、総合判定	事前	
令和2年1月20日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 妊娠届出情報	変更後(追記)項目の記載なし	(追記) 交付区分、交付番号、年度、交付場所、届出場所、届出日	事前	
令和2年1月20日	V 1 ①実施日	平成31年4月1日	令和2年1月20日	事前	
令和4年1月31日	I 5 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第8号、第38条の3第1号から第7号	1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第1号、第2号、第3号、第38条の3第1号から第7号	事後	
令和4年1月31日	V 1 ①実施日	令和2年1月20日	令和4年1月31日	事後	
令和4年1月31日	IV 1 ①請求先	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課	事後	組織変更に伴う部名変更